

【新設】

(新設)

A 2 5 0 薬剤総合評価調整加算（退院時 1 回）
250点

注 入院中の患者について、以下のいずれかに該当する場合に、退院時 1 回に限り所定点数に加算する。

イ 入院前に 6 種類以上の内服薬（特に規定するものを除く。）が処方されていた患者について、当該処方の内容を総合的に評価及び調整し、当該患者の退院時に処方する内服薬が 2 種類以上減少した場合

ロ 精神病棟に入院中の患者であって、入院直前又は退院 1 年前のいずれか遅い時点で抗精神病薬を 4 種類以上内服していたものについて、退院日までの間に、抗精神病薬の種類数が 2 種類以上減少した場合その他これに準ずる場合

第 3 節 特定入院料

A 3 0 0 救命救急入院料（1 日につき）

【注の見直し】

注 2 当該保険医療機関において、自殺企図等による重篤な患者であって精神疾患を有するもの又はその家族等からの情報等に基づいて、当該保険医療機関の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 18 条第 1 項に規定する精神保健指定医（以下この表において「精神保

注 2 当該保険医療機関において、自殺企図等による重篤な患者であって精神疾患を有するもの又はその家族等からの情報等に基づいて、当該保険医療機関の精神保健指定医又は精神科の医師が、当該患者の精神疾患にかかわる診断治療等を行った場合は、当該精神保健指